

APR修理・調査品の廃却処理終了のお知らせ

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は弊社製品をご愛顧賜りまして、厚く御礼申し上げます。
掲記の件、以下の通りご案内いたします。
ご高配の程何卒宜しくお願い申し上げます。
また、お手数をお掛けして誠に恐縮ですが、貴社関連部門へご連絡くださいます様、
ご協力の程 併せてお願い申し上げます。

敬具

記

製品名	APR
シリーズ、名称	APR全形式
変更内容	APR修理・調査品の廃却処理を終了いたします。
変更理由	これまで、APRの修理・調査依頼品に関して、弊社側での有償廃却処理を選択してきましたが、金銭の授受が発生した場合に廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第二章 一般廃棄物の ・第二章 第二節(一般廃棄物処理業) 第七条 ・第三章 第三節(産業廃棄物処理業) 第十四条 に抵触する恐れがあり、弊社側での廃却処理を終了いたします。
実施時期	即日
お願い	修理・調査品はその結果にかかわらず、全てお客様に返却いたします。 廃却の場合はお客様自身で処理していただく事になります。 ご面倒をおかけしますが、ご了承賜りたくお願い申し上げます。